

富山県ソフトボール協会規約

第 1 章 名称および事務局

(名 称)

第1条 本会は富山県ソフトボール協会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局を事務局長宅に置く。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第3条 本会は県内ソフトボールの普及振興をはかり、競技力の向上につとめることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 . ソフトボール大会の開催と普及、奨励
- 2 . ソフトボールに関する講習会の開催および指導者の養成
- 3 . ソフトボール技術・用具の研究および推奨
- 4 . ソフトボール施設の拡充に関する事業
- 5 . ソフトボールに関する刊行物の発行
- 6 . その他、本会の目的を達成するための必要な事業

第 3 章 組 織

(組 織)

第5条 本会は第3条の目的に賛同し加盟した県内に所在するソフトボール団体およびその統合組織体をもって組織する。

(支 部)

第6条 本会は運営を円滑にするため市町村に支部を置く。

第 4 章 役 員

(役 員)

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|----------------|--|-----------------|
| 1 会 長 1 名 | 2 副 会 長 若干名 | 3 顧 問 若干名 |
| 4 参 与 若干名 | 5 理 事 長 1 名 | 6 副 理 事 長 若干名 |
| 7 常 任 理 事 若干名 | 8 理 事 若干名 | 9 評 議 員 若干名 |
| 10 監 事 2 名 | 11 事 務 局 長 1 名 | # 事 務 局 次 長 若干名 |
| 13 事 務 局 員 若干名 | 14 名 誉 会 長、会 長 代 行、名 誉 顧 問 各 1 名 を 置 く こ と が 出 来 る | |

(会 長)

第8条

- 1 . 会長は理事会で推挙し、評議員会で同意を得る。
- 2 . 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(名誉会長、名誉顧問、会長代行)

第9条

- 1 . 名誉会長、名誉顧問、会長代行は理事会で推挙し評議員会で同意を得る。

(副 会 長)

第10条

- 1 . 副会長は理事会で推挙し、会長が委嘱する。
- 2 . 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。

(顧 問 ・ 参 与)

第11条

- 1 . 会長は理事会議決を得て、顧問および参与を委嘱することができる。
- 2 . 顧問は会長の諮問に応じ、参与は理事長の諮問に応じる。

(理 事 長 ・ 副 理 事 長)

第12条

- 1 . 理事長は理事会で互選し、会長が委嘱する。
- 2 . 理事長は理事会を代表し、その議長となり担当業務を執行する。
- 3 . 副理事長は理事長が推薦したものを理事会に諮って会長が委嘱する。
- 4 . 副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故あるときはその職務を代行する。

(常 任 理 事)

第13条

- 1 . 常任理事は理事長が推薦したものを理事会に諮って会長が委嘱する。
- 2 . 常任理事は常任理事会を構成し、業務を分掌する。
- 3 . 常任理事は専門委員会の委員長または副委員長にあたる。

(理 事)

第14条

- 1 . 会長推薦理事、各支部協会推薦理事は評議員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 2 . 理事は理事会を構成し、評議員の決議に従い担当業務を遂行する。

(評 議 員)

第15条

- 1 . 評議員は各支部、登録チーム代表より選出する。
- 2 . 評議員は評議員会を構成し、本会の基本方針、予算、決算、事業計画その他必要事項を決議する。

(監 事)

第16条

- 1 . 監事は評議員会で選出し、会長が委嘱する。
- 2 . 監事は本会の財務を監査する。

(事 務 局 長 ・ 事 務 局 次 長)

第17条

- 1 . 事務局長・事務局次長は理事長が推薦したものを理事会に諮って会長が委嘱する。
- 2 . 事務局長は会長の命を受けて担当業務を執行する。
- 3 . 事務局次長は事務局長を補佐し、事故あるときは職務を代行する。

(任 期)

第18条

- 1 . 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
役員の就任は評議員会(定期総会)後の4月1日とする。
- 2 . 役員はその任期が終了しても後任者が就任するまでその職務を行う。
- 3 . 会長及び副会長は就任時にその年齢が原則として75歳未満とする。
- 4 . 理事及び監事は、就任時にその年齢が原則として70歳未満とする。

第 5 章 会 議

(会 議)

第19条

- 1 . 評議員会は毎年1回以上、常任理事会と理事会は必要に応じて会長が召集する。
- 2 . 評議員会は評議員の3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって構成する。
- 3 . 会議の議事は出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数のときは議長が決める。

第 6 章 登 録

(登 録)

第20条 本会の趣旨に賛同し加盟するチーム、および審判員、記録員、指導者は所定の手続きを経て本会に登録しなければならない。

第 7 章 支 部

(支 部)

第21条 本会市町村に支部を置くことができる。各支部の規約は、その支部で定め、本会の承認を得なければならない。

第 8 章 専 門 委 員 会

(専 門 委 員 会)

第22条

- 1 . 本会は第4条の事業を遂行するために必要な専門委員会を設けることができる。
- 2 . 専門委員会の委員長は常任理事があたる。
- 3 . 専門委員会の名称、目的、委員数、その他の事項は別に定める。

第 9 章 会 計

(会 計)

第23条

- 1 . 本会の経費は次ぎに掲げるもので支出する。
(1) 会費(登録料、負担金) (2) 寄付金 (3) 事業収入 (4) その他
- 2 . 本会の組織団体は年度毎に会費を納入しなければならない。会費は評議員会で決定する。
- 3 . 本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

第 10 章 事 務 局

(事 務 局)

第24条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(付 則)

- 1 . 本会規約の改廃は3分の2以上の評議員の同意を得なければならない。
- 2 . 本会の運営上必要な細目は理事会が別に定める。
- 3 . 本会は財団法人日本ソフトボール協会、中日本ソフトボール連合、中ブロック(東海、北信越、近畿)ソフトボール連合、北信越ソフトボール協会、財団法人富山県体育協会に加盟する。
- 4 . 本規約は昭和36年4月1日より改正実施する。
- 5 . 本規約は昭和39年3月1日より改正実施する。
- 6 . 本規約は昭和50年3月16日より改正実施する。
- 7 . 本規約は昭和51年3月7日より改正実施する。
- 8 . 本規約は平成3年3月17日より改正実施する。
- 9 . 本規約は平成22年3月7日より改正実施する。
- 10 . 本規約は平成24年3月4日より改正実施する。
- 11 . 本規約は平成26年3月2日より改正実施する。